

条例(案)骨子

条例の名称 長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

目的

市内における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、~~地域との共生を図りながら、設置に適した場所への導入を促進し、もって~~災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成など地域環境との調和を図ることを目的とする。

定義

太陽光発電設備	太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であって、土地に自立して設置されるもの(営農型のものを含む。)
特定事業	太陽光発電設備を設置(設置に伴う木材の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。)する事業(建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものを除く。)のうち、定格出力の合計が20kW以上のもの
事業者	設置者(事業を自ら行う者又は事業の発注者)及び事業の施行者(設置者との契約により事業の施行を請け負う全ての者)
事業区域	特定事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)
隣接住民等	事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は家屋を所有する者及び居住者、農林水産業を営む者など生活環境の保全上の利害関係を有する者並びに事業区域に係る行政連絡区の代表者

市の責務

市は、目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

事業者の責務

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観形成に十分配慮すること。
- (3) 隣接住民等との良好な関係に配慮すること。

事前協議制度

次に掲げる特定事業をしようとする事業者は、特定事業に着手しようとする日の90日前までに、事業計画について市長と協議しなければならない。

(1) 次の区域で行う特定事業

- ア 砂防指定地
- イ 地すべり防止区域及びこれに準ずる区域
- ウ 急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域
- エ 土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域
- オ 保安林の区域

(2) 事業区域の面積が3,000平方メートルを超える特定事業

(環境影響評価法及び長野県環境影響評価条例の対象規模の特定事業を除く。)

説明会の開催

事業者は、特定事業に着手しようとする日の60日前までに、隣接住民等に対して次に掲げる事項に関する説明会を開催しなければならない。

- (1) 特定事業の趣旨及び事業計画の内容
- (2) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
- (3) 安全対策及び防災措置
- (4) 維持管理の方法及び非常時の対応
- (5) 工事中の騒音及び振動についての対策
- (6) 資材等の搬出入等の管理方法
- (7) 発電事業終了時の太陽光発電設備の撤去に係る資金計画
- (8) 市の意見書への対応(事前協議の対象となる特定事業に限る。)
- (9) その他市長が必要と認める事項

事業者は、隣接住民等への説明会を開催したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

隣接住民等との協議

隣接住民等は、説明会を開催した事業者に対し、当該説明会が開催された日から起算して10日を経過する日までの間に、事業計画に関して意見書を提出することができる。

事業者は、意見書の提出があったときは、当該意見書を提出した隣接住民等と協議しなければならない。

事業者は協議を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

特定事業の届出

事業者は、特定事業に着手しようとする日の30日前までに、特定事業の計画書、説明会の開催報告書及び隣接住民等との協議結果報告書を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

特定事業の変更等

事業者は、特定事業の内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。当該特定事業を取り下げるときも、同様とする。

適用範囲

同一の事業者が、既に完了し、又は実施中の太陽光発電事業に係る土地に近接して太陽光発電事業を実施する場合について、一連の事業区域を構成することとなる場合には、これらを一の事業とみなして、全ての規定を適用する。

設置者同士が親族の関係にあり、又は設置者の一方が法人であり、他の一方の設置者若しくはその親族が当該法人の役員に就任している場合については、これらを一の事業とみなして、全ての規定を適用する。

完了報告

事業者は、特定事業が完了したときは、その日から30日以内にその旨を市長に報告しなければならない。

報告の徴収及び立入調査

この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者の同意を得て、関係職員を事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

勧告

次のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 事前協議をせず、又は虚偽の内容で協議を行った者
- (2) 特定事業の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 事業区域への立入り若しくは必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

公表

勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者**に弁明の機会意見を述べる機会**を与えなければならない。

国又は県への報告

勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を国又は県に報告することができる。

施行期日等

令和3年4月1日施行。現行のガイドラインの規定により届出がされ、令和3年4月30日までに太陽光発電設備の設置工事に着手している特定事業については、適用しない。